（様式第２）

令和 ４ 年 　　月 　　日

法人にあっては名称

及び代表者の氏名 宛て

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金　事務局長 名

令和４年度地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金交付決定通知書

令和○○年○○月○○日付け第○号をもって申請のありました令和 年度地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金については、地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

１．　補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和○年○○月○○日付け第○号で申請のありました令和 年度地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．　補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

　 　補助事業に要する経費 　金○○○，○○○，○○○円

　補　助　対　象　経　費　　金○○○，○○○，○○○円

　補助金の額　　金○○○，○○○，○○○円

　ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．　補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．　補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

５．　（補助事業者名）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金交付要綱（令和４年３月２２日２０２２０２０８財地第１号）の定めるところに従わなければなりません。

６．　補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

７．　（補助事業者名）は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

（１）補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

（２）前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

８．　（補助事業者名）は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年３月３１日法律第１８号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

９．　（補助事業者名）は、本事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式により事務局に報告し、その指示に従わなければならない。

（別添様式）

番　　　　　号

年　　月　　日

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金

事務局長　殿

補助事業者　住所

氏名　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和４年度地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金における海外付加価値税還付報告書

　地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金における海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付規程第１６条第１項による額の確定額）　　　　　　　　　　円

２．補助金の確定時における海外付加価値税の額　　　　　　　　　 　　　　　 円

３．海外付加価値税還付額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

４．補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。